

## 津波避難ビルとしての指定に関する協定書

酒田市（以下「甲」という。）と山形県庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課（以下「乙」という。）は、津波被害から避難するビル（以下「津波避難ビル」という。）の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙が所有する施設を津波避難ビルとして指定することにより、山形県沿岸に津波警報が発令された場合、地域住民等が津波から安全に避難できるようにすることを目的とする。

### （指定）

第2条 指定する施設は、下記のとおりとし、甲は、避難者が津波避難ビルであることを認識できる標識を掲示するものとする。

- （1）所在地 酒田市若浜町1番40号
- （2）施設の名称 山形県庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課

### （立ち入り場所の指定）

第3条 乙は、津波避難ビルの避難者立ち入り場所を指定できるものとする。

### （損害賠償）

第4条 甲は、避難に際して避難者が施設又は備品に損害を与えた場合は、当該損害を乙に賠償するものとする。

### （甲の責務）

第5条 甲は、地域住民に対して、避難する際に乙の職員がいる場合はその指示に従うこと及び津波警報が解除された場合には、津波避難ビルから速やかに退去しなければならないことを周知するよう努めるものとする。

### （協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

### （協議）

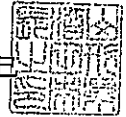
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 1月24日

甲 酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 本間正



乙 酒田市若浜町1番40号

山形県庄内総合支庁産業経済部

酒田農業技術普及課

課長 高取寛

